

経 済 産 業 省

20191223貿局第1号
輸出注意事項2020第1号
経済産業省貿易経済協力局

「化学物質の輸出承認について」（平成18年3月15日付け輸出注意事項18第3号）の一部を改正する
規程を次のとおり制定する。

令和2年1月10日

経済産業省貿易経済協力局長 保坂 伸

「化学物質の輸出承認について」の一部改正について

「化学物質の輸出承認について」（平成18年3月15日付け輸出注意事項18第3号）の一部を別紙の新
旧対照表のとおり改正し、令和2年2月7日から施行する。

「化学物質の輸出承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「化学物質の輸出承認について」（平成18年3月15日付け輸出注意事項18第3号）

改 正 後	現 行
1～6 （略） 別紙第1 （略） 別紙第2 <u>適用除外品目は、以下のとおりとする。</u> <u>1 輸出しようとする貨物の中に別紙第1に掲げる化学物質が非意図的に含有されている場合で、指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法等を定める省令（平成12年通商産業省令第401号）第3条第1号イ（2）の規定を踏まえ、貨物の質量に対する対象化学物質の質量の割合が1パーセント（対象化学物質が特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令（平成12年政令第138号）第4条第1号イに規定する特定第一種指定化学物質である場合には0.1パーセント）未満である場合。</u> ただし、上記に該当する場合であっても、以下の場合は輸出承認を要する。 （1）～（4） （略） <u>2 別紙第1に掲げる化学物質のうち、標準物質（日本産業規格（JIS）Q0030に定められるもの）として用いられるもの（標準物質作製のための原料として用いられるものを除く。）</u> <u>ただし、上記に該当するものであっても、当該標準物質又はこれに含有される化学物質について、認証機関が発行した証明書、これらの物質の製造業者が作成した技術資料（製品のパンフレットを含む。）又は日本産業規格（JIS）Z7253に基づく安全データシート（SDS：Safety Data Sheet）等において、標準物質であることが確認できない場合は輸出承認を要する。</u> 別紙様式 （略）	1～6 （略） 別紙第1 （略） 別紙第2 輸出しようとする貨物の中に別紙第1に掲げる化学物質が非意図的に含有されている場合で、指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法等を定める省令（平成12年通商産業省令第401号）第3条第1号イ（2）の規定を踏まえ、貨物の質量に対する対象化学物質の質量の割合が1パーセント（対象化学物質が特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令（平成12年政令第138号）第4条第1号イに規定する特定第一種指定化学物質である場合には0.1パーセント）未満である場合。 ただし、上記に該当する場合であっても、以下の場合は輸出承認を要する。 （1）～（4） （略） （新設） 別紙様式 （略）